

人事異動等に伴う提出書類一覧

人事異動等に伴い、石川支部へ提出が必要な書類は、下表のとおりです。

提出していただく書類は、ご自身の医療保険や将来の年金給付に関わる大切なものですので、速やかに提出をお願いします。

○…必ず提出が必要

●…対象となる組合員(被扶養者)がいる場合に提出が必要

提出書類		異動報告書(所属所にて作成) *1	組合員資格取得届書	個人番号申告書	年金加入期間等(短期組合員前歴)報告書 *2	辞令(労働契約書)のコピー *3	基礎年金番号確認書類のコピー	転入届書 *4	転出届書 *4	資格確認書(交付されている方のみ)	組合員等情報変更申告書 *5	退職届書(短期組合員退職届書) *6	被扶養者認定申告書 *7	国民年金第3号被保険者関係届 *8	任意継続組合員申出書
区分															
所属所異動(石川支部内での異動)		○								●	●				
新規採用継続任用(任用者)	① 一般組合員(県費本採用職員)	○	○	○	○		○						●	●	
	①のうち任期付・短期組合員から引き続き採用	○								●	○			●	
	② 一般組合員(大学法人又は市町費本採用職員・任期付職員)	○	○	○	○	○	○						●	●	
	③ 短期組合員(臨任・再任用31時間・会計年度任用職員)	○	○	○	○	○	○						●	●	
	②,③のうち②↔③間で切り替わる任用	○								●	●			●	
転入者	★ 他の共済組合からの異動者	○	○	○	○	●	○	●					●	●	
	公立共済他支部から石川支部へ *9	○	○	○	○	●		●					●	●	
転出者	★ 他の共済組合への異動者	○							●	●		●			
	石川支部から公立共済他支部へ *10	○							●	●		●			
県費職員から大学法人・専従・市町費職員(K番)へ 大学法人・専従・市町費職員(K番)から県費職員へ		○								●	○				
退職者 *11	① 定年退職後引き続き再任用フルタイムとなる方	○								●	○				
	② 協会けんぽ・私学再就職・国保加入・家族の被扶養者となる方	○								●		○			
	③ 任意継続組合員希望者 *12	○								●		○			○

・ 各様式は、公立学校共済組合石川支部のホームページからダウンロードできます。

・ 他の共済組合とは私学共済を除く公務員(地方職員、市町村職員、警察、国家公務員等)の共済組合をいいます。

【一般組合員】(本採用、再任用フルタイム、任期付職員)

短期給付(健康保険制度)、福祉制度、及び長期給付(年金制度)が共済組合の適用となる方

【短期組合員】(臨時的任用、再任用31時間、会計年度任用職員)

短期給付(健康保険制度)、福祉制度は共済組合の適用ですが、長期給付(年金制度)については厚生年金(日本年金機構)となる方

～ 注意事項 ～

- * 1 所属所異動が生じない場合でも、組合員の種別変更が生じた場合は提出してください。
例：短期組合員（産後休代替）から一般組合員（育休代替）に切り替わった
- * 2 前歴の有無にかかわらず提出してください。
年金事務所が交付する「被保険者記録照会回答票」を添付することで、「別添のとおり」と記入して提出することも可能です。
「被保険者記録照会回答票」の交付手続きは年金事務所へ確認してください。
- * 3 県費本採用職員については提出不要です。
臨時的任用、任期付、会計年度任用職員は提出してください。
- * 4 「転入届書」及び「転出届書」は、異動前も異動後も一般組合員である場合に提出してください。
短期組合員から一般組合員又は、一般組合員から短期組合員になる場合は提出不要です。
- * 5 組合員等記号番号が変更となる場合は、新所属所より提出してください。
※ 資格確認書をお持ちの場合は「組合員等情報変更申告書」に添付してください。
例：短期組合員、育児休業代替職員から引き続き本採用となった
：一般組合員が引き続き会計年度任用職員となった
：定年退職後引き続き再任用フルタイム職員となった
：県費組合員が県費外組合員（市費、大学法人、専従）となった など
組合員等記号番号が変更とならない場合は、提出不要です。
例：育児休業代替職員から引き続き臨時的任用職員となった
：臨時的任用職員から引き続き育児休業代替職員となった など
- * 6 転出者のうち、一般組合員から引き続き一般組合員になる方は不要です。退職届書（短期組合員退職届書）は石川支部にて該当者の報告を確認次第、石川支部から送付いたします。
- * 7 被扶養者として申請する方の状況に応じて、別途添付書類が必要となります。
- * 8 組合員が65歳未満であり、被扶養者として申請する20歳以上60歳未満の配偶者がいる場合に必要となります。（配偶者の基礎年金番号確認書類のコピーを添付してください。）
また、20歳以上60歳未満の被扶養配偶者を有する組合員自身が
 - ・【一般組合員】から【短期組合員】となったとき
 - ・【短期組合員】から【一般組合員】となったときは、被扶養配偶者の国民年金第3号被保険者関係届の提出が必要です。
※ 健康保険は共済組合加入のままのため、被扶養配偶者の扶養認定資格の得喪は生じませんが、組合員の加入する厚生年金制度が変更となるため当該手続きが必要となります。
- * 9 資格確認書をお持ちの場合は、転入前の支部へ返却してください。
- * 10 資格確認書をお持ちの場合は、石川支部へ返却してください。
- * 11 1日以上の空白が空いて次回の任用となる場合や、退職後に再任用（19h）となる方は退職者欄の②又は③として手続きを行います。
- * 12 加入要件として、退職日まで引き続き組合員期間が1年と1日以上必要です。
退職日から起算して20日以内に加入の申し出及び掛金の納入が必要です。